

環 第 5 0 1 号

令和 5 年 7 月 1 8 日

日曹金属化学株式会社

代表取締役社長 赤 川 彰 一 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新
事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

令和 5 年 1 月 1 0 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
第 2 1 条第 1 項の規定により、別紙のとおり通知します。

日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新
事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

日曹金属化学株式会社千葉工場では、昭和52年（1977年）の操業開始以来、石油精製会社等から発生する廃棄物（廃酸）を受け入れ、分解炉で焼却分解し、発生する亜硫酸ガスを利用して、各種硫酸及び関連製品を製造している。本事業は、既存の分解炉の老朽化が進んでいることから、廃熱回収ボイラーと併せて更新するものであり、新設する分解炉は、既存施設と同規模で、1日当たりの処理能力は141トンである。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、市原市臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所や製油所等が立地している。事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、大気環境の一層の改善が必要となっている。また、事業区域の南東約1キロメートルには、住宅街やショッピングセンターのほか、保育所も存在していることから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の実施に伴う環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について、所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 事業計画

廃酸に含まれる有害物質の受入基準について、準備書で示された基準は、特定有害産業廃棄物となる廃酸の基準と同値であり、特定有害産業廃棄物を処理する計画と齟齬があることから、受け入れる廃棄物と整合する受入基準を改めて示した上で、予測及び評価に適切に反映させること。

3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う粉じんについて、東側敷地境界における秋季及び冬季の

予測結果が、比較した降下ばいじんに係る参考値（10トン/km²/月以下）を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、粉じんの排出抑制に努めること。

イ 施設の稼働に伴う排出ガスについて、安定燃焼に向けた施設の維持管理を徹底するとともに、大気汚染物質の排出抑制に向けた対策を引き続き検討し、更なる環境負荷の低減に努めること。

ウ 施設の稼働に伴う排出ガスの短期高濃度予測について、バックグラウンド濃度の設定方法が長期平均濃度予測と異なる理由を説明するとともに、必要に応じ、適切なバックグラウンド濃度を設定した上で、改めて予測、評価を行うこと。

(2) 騒音

施設の稼働に伴う騒音について、予測結果は規制基準値以下になるとしているが、既存施設においては、稼働時に基準の超過が確認されていることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、環境影響をできるだけ低減させること。

(3) 土壌

土壌汚染調査において環境基準値を超えるふっ素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、土壌に含まれるふっ素及びその化合物が周辺の土壌や地下水へ拡散することがないように必要な措置を講ずること。

(4) 温室効果ガス等

省エネルギー設備の導入などにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。

4 監視計画

調査の実施に当たっては、項目ごとの調査目的を踏まえて調査地点及び調査時期・時間帯を適切に設定すること。

5 その他

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の事後調査の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。

- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。